東京中央オークション 競売注意事項

当オークションは、株式会社東京中央オークションの諸規則に基づいて行われます。オークションに参加される前に必ず閲覧し、了承してください。

お客様登録

オークションに参加をご希望の際には、事前の参加登録を行う必要があります。
下見会の当日に当社の認める身分証明書（入札希望者の現住所及び顔写真が確認できるもの。例えば、中国・香港の場合は身分証及びパスポート、日本の場合は運転免許証及び健康保険証等）を提示し、登録申込書類に必要事項を記入し、保証金（２００萬円）を当社に預け入れる必要があります。

下見会

オークション前実施される下見会ではオークションで出品される競売品が下見できます。ただし、競売品によってはパドルをお持ちの方に限らせて頂く場合もございます。カタログ図版の色や状態は実物とは異なる場合がございますので、必ずお客様ご自身で競売品の状態をご確認ください。ご不明な点がございましたら、当社スタッフまでお問い合せください。入札希望者は、各自希望の競売品を確認して、自らの判断および責任において競売に参加してください。

オークション

オークションに参加するには以下の４つの方法がございます。

１．会場での直接参加

（1）東京中央オークション会場へは、入札者は原則として自由に入場できます。しかし、円滑なオークションの進行を図るため、当社は、当社の裁量により、理由を告げず、すべての入場者に対して会場への入場を拒否する権利を有します。
（2）東京中央オークションは、登録を済ませた入札者による競り売り方式で行う競売です。入札は、競売当日に当社より交付したパドルを上げる方法により行います。
※パドルの他人への貸し出しは禁止いたします。
（3）オークションは壇上の競売人による競り上げ方式で、日本円で行われます。落札希望者はパドルを競売人に見えるように挙げてください。
※落札後は売買契約が成立することになり、そのキャンセルはできません。

２．「書面入札委託書」による不在入札

当日ご来場いただけない方は『書面入札委託書』による不在入札も可能です。「書面入札委託書」に必要事項をご記入のうえ下記宛にFAX又はご郵送ください。又、2026年12月3日までに保証金（預託金）をお振込みいただくほか、当社が確認できる銀行残高証明をご提示ください。（注意:2026年12月3日までに当口座必着）【保証金金額:５００ 萬円（金額は原則として500萬円としますが、競売品の予想落札額が高額である場合等当社が必要と認める場合には、当社は500萬円を超えて保証金額を請求することがあります。）】

３．電話での競り入札

当日ご来場いただけない方は『電話入札委託書』による入札も可能です。「電話入札委託書」に必要事項をご記入のうえ、下記宛にFAX又はご郵送ください。又、2026年12月3日までに保証金（預託金）をお振込みいただくほか、当社が確認できる銀行残高証明をご提示ください。（注意:2026年12月3日までに当口座必着）【保証金金額:５００ 萬円（金額は原則として500萬円としますが、競売品の予想落札額が高額である場合等当社が必要と認める場合には、当社は500萬円を超えて保証金額を請求することがあります。）】
なお、対応するスタッフ、電話回線には限りがあります。又、電話特有のコミュニケーション上の様々な不具合も生じる可能性があるということを予めご承知のうえ、ご参加ください。

４．オンライン入札

入札者は、オークション会場に来場できない場合、オンライン入札を通じて入札をすることができる。オンライン入札に参加する入札者は、オークション前にネットを通じて相応の保証金を納入する必要があります。（注:オンライン入札の詳細については、オークション規則第11条「オンライン入札」を参照する。）

Tel:03-3564-3321　Fax:03-3564-3322
info@chuo-auction.co.jp
郵送先:〒104-0031　東京都中央区京橋３丁目７番５号（株）東京中央オークション
※上記宛先はいずれも、入札受付案内係のものです。

お支払い

お支払い

お支払いいただく金額は、落札額（ハンマープライス）のほか、買主仲介料及び買主仲介料に対する消費税を加算した金額になります。買主が日本人でない場合は、日本国内に住所及び居所を有する者でないと推定し、買主仲介料に対する消費税を免除します。ただし、日本国内にある事務所に勤務する者、又は、日本国に入国後６ヶ月以上経過するに至った者は居住者として取り扱います。又、日本人の場合でも、非居住者として免税される可能性がありますので、当社にご相談ください。

お支払い方法

落札者は、以下の方法に従いお支払いください。

当日清算

現金でのお支払い：日本円でお願いいたします。
クレジットカードでのお支払い：VISAカード、Masterカード、銀聯カードにてお支払いください。

買主仲介料

買主仲介料は、落札額が一件につき５０００万円未満の場合は落札額の２０％、落札額が一件につき５０００万円以上（５０００万円を含む）２億円未満の場合は落札額の１８％、落札額が一件につき２億円以上（２億円を含む）の場合は落札額の１５％です。

（買主仲介料計算例）落札額が１００万円の場合

落札額（一件につき）	1,000,000円
買主仲介料（20％）	200,000円
買主仲介料に対する消費税	20,000円
お支払い金額(購入代金)合計	1,220,000円

後日清算

後日清算希望の方は、オークション終了後、当会規定の「落札品配送依頼書」に必要事項をご記入のうえ、7日間以内に銀行振り込みにてご清算ください。お支払い金額の入金確認後、落札品をお送りします。
お振込先:三井住友銀行　京橋支店(店番号６３７)
普通貯金口座:８２５７３５０
名 義 人:株式会社 東京中央オークション(カブシキガイシャ トウキョウチュウオウオークション)

お引渡し

お支払完了後に落札品をお引取りください。落札完了後の運搬、保険及びその他の費用は全て落札者の負担とします。なお、オークション終了後７日間以降は、落札品一点あたり1日１０００円の保管料を落札者にご負担いただきます。

特別注意事項

（1）入札者は、事前に「株式会社東京中央オークション－入札者規則」を閲覧し、了承のうえ、上記規則に記載された全ての内容に同意し、如何なる理由によっても約定に違反せず、自ら競売品のリスク及び責任を負担します。上記規則に違反した場合、契約違反の責任を負います。
（2）「株式会社東京中央オークション－入札者規則」の関係規定に拘わらず、オークション会場において入札者の成立した売買契約の落札額の合計が１ 億円を超えた場合、株式会社東京中央オークションは、入札者の入札者資格を一時的に停止させ、入札者が落札額の全額を清算した後入札を継続させる権利を有します。
（3）入札者は、仲裁を申立てられた場合、仲裁申立書及びその他書面の送付場所は、オークション参加登録時の現住所とすることに同意します。

東京中央拍賣會競買事項須知

本拍賣會依據株式會社東京中央拍賣各項規則舉行，請在參加拍賣會之前仔細閱讀，充分理解各項規則。

登記申請

有意參加拍賣會的競投人須事前辦理登記申請手續。競投人必須事前向本公司出示有效的身份證明(能確認申請者本人現住址及照片的證件，比如中國、香港的身份證及護照或日本的駕駛執照及健康保險證等),填寫登記文件, 交納保證金(２００萬日元）。

預展

拍賣前將舉行預展。在預展期間，可鑒賞拍品。但依據拍賣品的不同也會存在部分拍賣品僅供領取號碼牌的競投人鑒閱的情況。另外，圖錄上所刊載物品的色調、色彩或者狀態與實物可能存在差異，請在競投前仔細查看拍賣品原物，對事物進行充分的確認。如有任何疑問請咨詢本公司。請競投人對其欲購買的拍賣品進行確認，在其自身的判斷以及責任範圍內參加拍賣會。

拍賣

參加拍賣會有以下四種方法：

1. 現場競投

(1)競投人原則上可以自由出入拍賣會場，但為了確保拍賣會的順利進行，本公司有權在不告知理由的情況下，對任何一名入場者做出拒絕其入場的決定。
(2)東京中央拍賣會是由登記完畢的參加者通過競投的方式進行的競投。競投人通過高舉本公司交付的競投號牌的方式進行競投。※競投號牌禁止借與他人。
(3)拍賣會是由拍賣官主導，以日元競投的方式進行。競投人應高舉號碼牌以保證拍賣官可隨時注意到競投行為。落槌后，持有拍賣官公佈的號碼牌的競投人，視為買方。
※落槌後即視為買賣合同成立，不可撤銷。

2. 書面委託競投

競投人如不能出席拍賣會，可採用書面形式委託競投。填寫《書面競投委託書》的必要事項後，通過郵寄或傳真發到本公司的指定地址，且交納保證金５００萬日元 (原則上為５００萬日元，如拍賣品的參考價過高本公司認為有必要追加保證金時，本公司可請求交納超過５００萬日元的保證金)。以上保證金必須在２０２６年１２月３日 前交付本公司，並需提供本公司可確認的存款證明。（注：１２月３日 為到賬截止日）

3. 電話委託競投

競投人如不能出席拍賣會，可採用電話競投方式委託競投。填寫《電話競投委託書》的必要事項後，通過郵寄或傳真發到本公司的指定地址，且交納保證金５００ 萬日元 (原則上為５００ 萬日元，如拍賣品的參考價過高本公司認為有必要追加保證金時，本公司可請求交納超過５００ 萬 日元的保證金)。以上保證金必須在2026年１２ 月 ３ 日 前交付本公司，並需提供本公司可確認的存款證明。(注:１２ 月 ３ 日 為到賬截止日)
本公司員工人數有限，無法同時對應多部電話咨詢。並且，也存在因電話交流的特殊性而造成交流不暢或誤解的可能性。請熟知上述情況的前提下申請電話委託競投。

4. 網絡競投

競投人如不能出席拍賣會，可通過網絡競投形式進行競投。通過網絡競投方式進行競投的競投人，應在拍賣前通過網絡繳納相應保證金。（注：網絡競投細則請參閱拍賣規則，第11條：網絡競投）

Tel:03-3564-3321
Fax:03-3564-3322
info@chuo-auction.co.jp

郵寄：〒１０４-００３１　東京都中央区京橋3-7-5（株）
東京中央オークション
※可採取上記所列任何一種聯繫方式進行聯繫

付款方式

付款

競投人競投成功後除需支付其提出的競投價即落槌價之外，還必須支付給本公司買方佣金以及買方佣金所需的消費稅。買方非日本國籍的，將被推定為不屬於在日本國內具有住所或居所之居住者，則免除其買方佣金所需的消費稅。但，在日本國內事務所工作，或進入日本國已經停留超過６個月的將視為居住者。另，存在日本國籍者因屬於非居住者而免除其稅金的情況，具體情況敬請咨詢本公司。

支付方式

買方以下述方式支付拍賣品的購買金額等。

當日結算

現金支付：只限日元
信用卡支付：VISA、Master、銀聯

買方佣金

當落槌價（單件）未滿５０００萬日元時，買方佣金為落槌價的百分之二十（２０％）；當落槌價（單件）為５０００萬日元以上（包含５０００萬日元）而未滿2億日元時，買方佣金為落槌價的百分之十八（１８％）；當落槌價（單件）為2億日元以上（包含2億日元）時，買方佣金為落槌價的百分之十五（１５％）；

(例) 落槌價１００萬日元的情況

落槌價（單件）	1,000,000日元
買方佣金（２０％）	200,000日元
買方佣金所需的消費稅	20,000日元
支付金額 總計	1,220,000日元

歡迎您使用銀聯卡！

事後支付

拍賣會結束後，請按照本公司要求填寫完畢《落槌拍賣品郵送委託書》後，在7日內將貨款匯至本公司賬戶。本公司確認款項到賬後向買方郵寄拍賣品。

從日本國內匯款
お振込先 ：　三井住友銀行　京橋支店（店番号637）
普通預金口座：８２５７３５０
名義人 ：　株式会社　東京中央オークション（カブシキガイシャ　トウキョウチュウオウオークション）

從國外匯款
開戶銀行：　SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION KYOBASHI BRANCH
SWIFT CODE：SMBCJPJT
銀行賬戶：　８２５７３５０
開戶名稱：　TOKYO CHUO AUCTION CO., LTD.
銀行地址：　2 - １２ - 6　KYOBASHI, CHUO-KU, TOKYO JAPAN
公司地址：　3 - 7 - 5　KYOBASHI, CHUO-KU, TOKYO JAPAN

拍賣品的交付

在交付全部價款之後即可領取拍賣品。落槌之後拍賣品的搬運、保險以及其他費用全部由買方承擔。且拍賣會結束後7日以後，1件拍賣品所涉及的保管費為1天１０００日元，由買方承擔。

特別注意事項

(1)競投人必須充分閱讀並理解《株式會社東京中央拍賣 - 競投人規則》，并遵守上述規則所公佈的一切內容，同時承諾不以任何理由反悔，自行承擔拍賣品風險及其責任。如違反上述規則，願承擔違約責任。
(2)競投人必須同意不拘於《株式會社東京中央拍賣 - 競投人規則》的相關規定，在拍賣會競投人競投金總計超過１億日元時，株式會社東京中央拍賣有權先暫停該競投人的競投資格，在該競投人結清已產生的買賣合同款項全額後方可繼續競投。
(3)競投人需保證發生仲裁申請時，仲裁申請書及其他材料的送達場所為其參加拍賣時所登記的現地址。

株式会社 東京中央オークション　入札者規則

東京中央オークションは、株式会社東京中央オークション(以下「当社」といいます。)の主催によって、以下の規則に基づいて行われます。入札希望者、入札者、落札者その他の参加者(以下「入札者等」といいます。)は、本規則及び入札者登録表、書面・電話入札委託書、オンライン入札登録票その他本規則関連資料の各条項に従うことを確約します。ただし、入札者等と当社との間で別途の合意をした場合、当社とその合意をした者との間ではその合意が優先します。

第1条(原則)

1 東京中央オークションは公開のオークションであり、参加申込みを済ませた方がオークションに参加することができます。競売品への入札を希望する場合は、当社へ入札参加の希望を事前に申し出るものといたします。同時に、当社は当社の裁量により、理由を告げることなくオークションへの参加を拒否する権限を有し、必要に応じて本規則を変更できるものといたします。
2 当社は、出品者の代理人として競売品をオークションにより売却します。競売品に関する売買契約は、出品者と落札者との間に成立します。落札後のキャンセルはできません。参加登録者は当社にオークションの開催及び売買契約の媒介を委託します。
3 オークション会場での写真撮影、映像撮影および録音等の行為を禁止します。当社は本項の規定に違反する者に対して、入札参加を拒否しあるいは会場から退去することを要求できます。
4 本規則に特別の定めが無い限り、オークションに関する費用は日本円で支払うこととします。

第2条(定義)

本規則において、下記の用語は、以下に定める意味とします。

(1) 「入札」とは、競売品を買い受ける申し出をすることをいいます。
(2) 「出品」とは、競売品の売却を当社に委託することをいいます。
(3) 「競売日」とは、当社が公表するオークションを行う日をいいます。
(4) 「成立日」とは、競売人がハンマーを打ち下ろして、またはその他の方式により競売の成立を確定した日を指します。
(5) 「競売人」とは、オークションの進行を行う者(オークショニア)のことをいいます。
(6) 「落札額」とは、競売人がハンマーを打ち下ろして、またはその他の方法により競売の成立を確定させた入札価格を指します。
(7) 「売主」とは、落札された競売品の出品者を指します。
(8) 「落札者」とは、競売品の買主であり、競売品を落札した入札者を指します。
(9) 「買主仲介料」とは、当社が買主から受け取る報酬のことをいい、落札額が1件につき5000萬円未満の場合は落札額の20%、落札額が1件につき5000萬円以上(5000萬円を含む)2億円未満の場合は落札額の18%、落札額が1件につき2億円以上(2億円を含む)の場合は落札額の15%です。
(10) 「パドル」とは、登録を済ませたオークション参加者に交付される番号札のことをいいます。
(11) 「競売品」とは、当社に対し当社の主催するオークションによる販売を委託された美術品や宝飾品等の品物をいいます。
(12) 「予想落札額」とは、落札の予想額として、当社がカタログに表示した競売品の落札の目安となる価格のことをいいます。
(13) 「ロット番号」とは、競売品に付けられた通し番号のことを指します。ロット番号は競売品1点に、または複数の競売品を1セットとして付けられます。原則として、オークションはこのロット番号の順に進行します。

第3条(競売品及びカタログ)

1 競売品は、現状有姿のまま販売されます。当社は競売品のシミ、キズ、その他の物理的及び法的瑕疵、欠陥等について一切の責任を負いません。
2 当社は、オークション参加希望者に対して、競売品の掲載されたオークションカタログを作成し、交付します。カタログは、オークション参加者にとって競売品の参考となるべく作成されたものであり、カタログに掲載されている説明(作者、年代、寸法、重量、素材、技法、真性、来歴、状態等)については、あくまでも一つの意見に過ぎません。よって、カタログ記載の内容の誤り、実物との相違等について当社は一切責任を負いません。同様に、写真の掲載についても、必ずしも現物の色調や色彩、欠落等を正確に伝えるものではなく、写真が実物を正確に表さないことにつき当社は一切責任を負いません。
3 当カタログに記載された内容は、事前の予告なくオークション会場において変更される場合があります。この場合、書面や口頭にて変更通知された内容に基づき、オークションが実施されるものといたします。
4 本条第2項のとおり、オークション参加者においては、当カタログは競売品の完全なる情報を伝えるものではないことを踏まえて参加していただきます。したがってオークション参加者は、可能な限り下見会に参加して、購買希望競売品を自らの目でご確認ください。落札後に、カタログ掲載情報と落札競売品との差異を理由とする売買契約の解消には応じられません。
5 当社はカタログに競売品の予想落札額を記載することがあります。予想落札額は日本円で上限および下限の2つ(当社の仲介料および仲介料に対する消費税は含まれません。)を記載いたします。この予想落札額は、競売品の市場価格等に基づき当社が適切と考える価格をオークション参加希望者の参考のため記載するものです。競売により実際に売買される価格は、予想落札額に拘束されず、予想落札額の上限を超えることもあれば、下限を下回ることもあります。カタログに日本円とその他の通貨による記載がなされることもありますが、日本円による表記を優先します。

第4条(瑕疵担保責任)

当社は、落札者に対して、競売品に関する一切の瑕疵担保責任を負いません。

第5条(下見会)

1 当社は、オークションの前に下見会を開催する場合、競売品をオークション参加希望者に対し閲覧に供します。具体的な期日や詳細については、その都度当社が発行するリーフレットやポスター類において告知します。
2 入札希望者は、各自希望の競売品の状態(瑕疵、欠陥の有無等を含みます。)を確認して、自らの判断および責任において入札に参加してください。必要がある場合には調査を行うことができますが、当社が承認する場合以外、競売品に触れることはできません。
3 当社は、下見会場への入場希望者に対し、当社の認める身分証明書の提示を求めます。また、場合によっては、当社の裁量により、理由を告げることなく、下見会場への入場を拒否できます。
4 下見会での写真撮影、映像撮影および録音等の行為を禁止します。

第6条(参加登録)

1 入札希望者は、競売日あるいはその前に、当社に対して、当社の認める身分証明書(本人の現住所、顔写真が確認できるもの)を提示し、入札者登録表に必要事項を記入し、参加登録を行う必要があります。
2 入札希望者は、会場受付において、保証金(200萬円)を当社に預け入れる必要があります。保証金の質入れ、債権譲渡は禁止します。
3 当社は、保証金と引き換えに預り証を発行し、保証金を預け入れた者(以下「預託者」といいます。)にパドルをお渡しします。
4 保証金の返却は、預託者本人がパドルを返却する際に、預り証と引き換えに行われます。なお、保証金には利息がつきません。預託者と預り証の返却者が異なる場合、または預り証を紛失された場合等当社が保証金の返却を行うべき者を明確に認識できない場合には、当社が保証金の返却を行うべき者が明らかになるまで、当社は、その保証金の返却を拒むことができます。なお、保証金返却までの間、保証金に利息はつきません。
5 競売品の落札により購入代金の支払いが必要となった場合は、預かった保証金を優先的に代金支払に充当します。
6 落札できなかった場合に、当社は保証金を利息を付けずに、預託者に返還します。その際、預託者は預り証とパドルを提示しなければならず、いずれか一点を提供できない場合、当社は保証金の返却を行うべき者を特定できないと判断し、特定できるまで保証金を返還しません。
7 当社は、入札希望者がオークションの運営に支障をきたすと判断した場合、参加の登録を拒否し、登録後であっても登録を抹消することができます。
8 参加登録を行うことにより、入札希望者が当社に対して売買契約の媒介を委託する準委任契約が成立します。

第7条(パドル)

1 当社は、第6条の参加登録をした者に対し、競売当日、オークション会場の受付において、保証金と引換えにパドルを交付いたします。
2 パドルは他人に貸し渡すことはできません。参加登録者が勝手にパドルを他人に貸し渡し、その貸し渡された者が競売品を落札した場合には、参加登録者は、落札代金全額を支払う義務があります。
3 パドルの番号は、競売人が入札者を特定するために用いられるため、競売人が入札者に対し、パドルを掲げて見やすくするよう求めたときは直ちにその指示に従わなければなりません。
4 入札希望者は、自らのパドルの番号を常時認識し、競売人が随時述べるパドル番号に注意を払わなければなりません。
5 パドルを紛失したときは直ちにオークション会場の当社係員に通知し、入札参加資格の失効手続を行ってください。
6 途中退場時または競売終了時にはパドルを当社に返還しなければなりません。
7 1つのパドルを2名以上で取得してはなりません。パドルの登録申請者は1名のみです。オークション参加者は、パドルを適切に保管するものとし、譲渡や貸出、他者の代理でオークションに参加したり、落札したりしてはなりません。このような行為が発見された場合、当社は、オークション会場にて、当該違反者の参加資格または当該オークションに関連する契約を取り消す権利を有します。また、本項において前述した要因により生じたあらゆる損失については、オークション参加者自らが負担することになります。なお、パドルを紛失した場合は、速やかに当社にご連絡頂き、当社の所定の方法により紛失手続きを行ってください。

第8条(オークション会場における競売方法)

1 東京中央オークションの競売は、登録参加者のみ入札することができます。入札は、競売当日に当社より交付したパドルを上げる方法により行います。なお、競売における入札額は、当社の手数料および手数料に対する消費税を含まない価格で行われます。競売品を落札した者は、第12条の定めによる購入代金を支払います。
2 当社は、競売人に、オークション会場における自由な裁量によるオークションの運営の権限を一任いたます。競売におけるスタート価格の決定は競売人がその裁量により行い、競り上げ価格の幅の決定、落札者の決定、拒否等についてすべて競売人の裁量が認められます。オークション参加者を含むすべての関係者は、競売人の裁定に従わなければなりません。また、オークション会場に投影される競売品番号、画像、価格が、競売人の進行と差異を生じた場合であっても、競売人に従わなければなりません。また、表示される外国通貨の金額は、あくまでも目安であり価格を確約するものではありません。
3 入札者は自らの入札行為が競売人に認識されないと判断したときは直ちに競売人の注意をひくべき行動をしなければなりません。入札行為が競売人に認識されず、落札できなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
4 入札者はオークション会場へ入場して参加できます。書面、電話委託、オンライン入札による参加も可能です。書面、電話委託、オンライン入札はそれぞれ本規則9条、10条、11条の規定に従うものとします。
5 競売人により最終的に最高額入札者と認定された者が、落札者となります。競売人はハンマーを打ち下ろして落札者を決定いたます。この時点で、当社を代理人とする売主と落札者との間の売買契約が成立いたます。
6 当社は、競売人に、次の事項を決定する権限を与えます。

(1)　入札を拒否すること。
(2)　競売品の出品を撤回すること、競売品を分割しあるいは併合してオークションにかけること、入札単位を増減させることその他オークション進行の方法を決定すること。
(3)　落札者を決定すること。
(4)　その他オークションの進行に必要と判断する措置を行うこと。

7 当社は、競売品に最低額を設定して、入札額が最低額に達しなかった場合に、競売を不成立とすることができます。当社は、競売の不成立について一切責任を負いません。
8 当社は、競売品に対して予想落札額を設定することができ、かついつでも予想落札額を修正することができます。如何なる予想落札額も参考のためにのみ利用され、法的拘束力はありません。
9 当社の判断により入札者や入札の状況を録音・録画させていただく場合があります。

第9条（書面による入札）

1 入札の方法は、当日オークション会場での入札を原則としますが、会場に来場できない方も、書面による入札が可能です。
2 書面による入札希望者は、当社に書面による入札希望である旨を申し込み、当社の指示に従わなければなりません。
3 書面による入札希望者は、所定日までに保証金（金額は原則として５００萬円としますが、競売品の予想落札額が高額である場合等当社が必要と認める場合には、当社は５００萬円を超えて保証金額を請求することがあります。）をお振り込みください。所定日までに保証金の入金が確認できない場合は、書面による入札参加の申込みは無効となります。
4 書面による入札の申込みは、書面入札委託書に必要事項を記載し、所定日までに当社宛てに郵送またはＦＡＸでお送りください。
5 落札者の決定は、オークション会場における入札の場合と同様に、オークション会場において競売人が最高額の入札者を定めハンマーを打つことにより行われ、この時点で売買契約が成立します。
6 同一の競売品に対し、同一の額を最高入札額とする複数の書面による買受けの申し出があった場合は、先に当社に到着したものが優先します。なお、書面入札委託書の到着が同時であった場合および到着の先後が不明の場合には、抽選により入札者を決定します。
7 当社は、書面による入札に対し、理由を問わずこれを拒否できます。その際、当社は、拒否の理由を当該入札者に対して告げることを要しません。なお、当社の拒否の意思表示が当該入札者に到達しなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
8 手違いその他理由のいかんを問わず、書面による入札に不備があった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
9 第3条第3項に規定するカタログ記載の説明等が変更された場合、書面による入札は変更後の説明等に従って行われたものとみなします。
10 当社は、できる限り前項の変更を通知する努力をしますが、当該変更が予め書面による入札の申出をした者に伝達されなかった場合であっても、一切の責任を負いません。
11 書面による入札者が落札者となった場合、その旨を同人に通知します。

第10条（電話による入札）

1 入札の方法は、当日オークション会場での入札を原則としますが、会場に来場できない方も、オークション会場と直接結ばれた電話を通じて入札に参加することが可能です。
2 電話による入札希望者は、当社に電話による入札希望である旨を申し込み、当社の指示に従わなければなりません。
3 電話による入札希望者は、所定日までに保証金（金額は原則として５００萬円としますが、競売品の予想落札額が高額である場合等当社が必要と認める場合には、当社は５００萬円を超えて保証金額を請求することがあります。）のお振り込みと参加者登録を済ませてください。保証金の入金が確認できない場合は、入札参加の申込みは無効となります。
4 電話による入札の申込みは、電話入札委託書に必要事項を記載し、所定日までに当社宛てに郵送またはＦＡＸで送る方法で行います。なお、電話入札委託書に記載の連絡先に連絡しても何らかの理由で連絡が取れなかった場合、当社は一切の責任を負いません。
5 落札者の決定は、オークション会場における入札の場合と同様に、オークション会場において競売人が最高額の入札者を定めハンマーを打つことにより行われ、この時点で売買契約が成立します。
6 当社は、電話による入札に対し、理由を問わずこれを拒否できます。その際、当社は、拒否の理由を当該入札者に対して告げることを要しません。なお、当社の拒否の意思表示が当該入札者に到達しなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
7 次の各号の理由により入札ができなくても、当社は当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
(1)　回線トラブル、機械トラブル等による交信不良
(2)　当該競売品の競売時に何らかの理由で申込者と連絡が取れなかった場合
(3)　会場での競り上がりに対応しきれない等競売人からそれ以上高額での入札意思がないと認定された場合その他申込者の入札意思がないと当社が認める場合
8 第３条第３項に規定するカタログ記載の説明等が変更された場合、電話による入札は変更後の説明等に従って行われたものとみなします。
9 当社は、できる限り前項の変更を通知する努力をしますが、当該変更が予め電話による入札の申出をした者に伝達されなかった場合であっても、一切の責任を負いません。
10 電話による入札者が落札者となったときは、その旨を同人に通知します。
11 電話による入札の内容は、申込者の入札意思の確認のため、当社の判断により電話の内容を録音させていただく場合があります。

第11条（オンライン入札）

1 入札者は、原則として、オークションのために直接会場に来場する必要があります。ただし、来場できない場合には、オンライン入札を通じて入札をすることができます。
2 オンライン入札を通じて入札を希望する入札者は、オークションが開催される2025年5月21日前に当社に申請し、当社の指示に従うものとします。
3 オンライン入札を利用する入札者は、保証金500萬円を当社に預ける必要があります。前記保証金は、指定された期限までに当社が指定する口座に送金し、登録手続きを完了させる必要があります。指定された期限までに当社が入札者からの保証金の振り込みを確認できなかった場合には、入札者のオンライン入札の申請は無効とみなされます。
4 オンライン入札を利用する者は、QRコードを長押しやスキャンで「オンライン入札登録票」に必要な情報を記入し、指定された期限までに当社に送る必要あります。また、上記登録票に記載されている連絡先によっても入札者と連絡が取れないことにより、オンライン入札者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
5 オンライン入札の落札者を確定する方法は、オークション会場での方法と同じです。即ち、競り上げにより競売人がハンマーを打ったことが確認された後に、売買契約が成立することとなります。
6 当社は、理由を告げることなく、入札者によるオンライン入札の申請を拒否できます。当社は、書面による拒否の決定が入札者に到達したか否かにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。
7 当社は、以下の理由により、入札が成功しなかった場合、又は入札者に損失が生じた場合、一切の責任を負わないものとします。：
(1)　オンライン入札中に、当社又は入札者のネットワーク接続が切断された場合
(2)　オンライン入札ソフトウェアの障害又は問題による場合
(3)　インターネット接続、電卓、モバイル デバイス、又はシステムの障害又は問題による場合
(4)　デジタル画像の画質エラーによる場合
(5)　入札プロセスにおける入札者の操作ミスによる場合
(6)　ネットワーク遅延による情報受信遅延の場合
8 本規則３条３項に規定するカタログに記載されている内容が変更された場合、オンライン入札を申し入れた入札者は当該変更を了承し、同意したものと見なします。
9 当社は、前項に規定するカタログの変更について、通知するよう努力します。しかし、オークション前にオンライン入札者に通知が到達しなかった場合においても、当社は一切の責任を負いません。
10 オンライン入札者の落札が確定した後、当社はすみやかにその旨通知します。しかし、競売人がハンマーを打ったときに売買契約が成立することとなりますので、オンライン入札者はいかなる理由をもっても売買契約の成立を取り消すことはできません。
11 当社は、入札プロセス中いつでもオンライン入札者の入札権を取り消し又は無効にする権利を有します。

第12条（購入代金の支払い）

1 落札者が当社に支払う購入代金は、競売品の落札額に加えて、当社の買主仲介料として第２条第９号に定める金額、および当社の買主仲介料に対する消費税を合計した総額（以下「購入代金」といいます。）となります。 但し、落札者が日本人でない場合は、日本国内に住所及び居所を有する者でないと推定し、買主仲介料に対する消費税を免除します。ただし、日本国内にある事務所に勤務する者、または、日本国に入国後６ヶ月以上経過するに至った者は居住者として取り扱います。また、日本人の場合でも、非居住者として免税される可能性がありますので、当社にご相談下さい。
2 落札者は、当社に対し、競売開催日当日、日本円による現金または所定のカードにより決済を行わなければなりません。但し、当社が認めた場合に限り、後日振込による決済を行うことができます。
3 振込による決済の場合、その際の支払いは、オークション終了後７日間以内（ただし、土曜日日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。以下この期間を「支払期間」といいます。なお、この期間内の各日は、当社の営業時間内に限ります。以下同じ。）に行ってください。振込手数料は落札者の負担となります。
4 前２項に規定する支払期限を過ぎても入金されない場合は、購入代金の全額から既払金を控除した額に対し、年１４.６％の遅延利息が加算されます。
5 落札した競売品は、当社が認めた場合を除き、いかなる理由があってもキャンセルすることはできません。キャンセルとなった場合には、その理由のいかんを問わず、落札額の３０％が違約金として課されます。
6 代金の支払いについて、話し合いによる解決が困難な場合には、法的措置によって処理することになります。その結果生じた裁判費用（印紙代、郵券代を含みます。）、仲裁費用、弁護士費用等のすべての費用は、落札者の負担とします。また、当社は、当該落札者に対し、参加登録の抹消および今後の参加を禁止する措置をとります。

第13条（落札競売品の引渡しおよび受領義務）

1 当社は、落札者による購入代金の支払い完了後、お支払い清算書と引き換えに、落札競売品を落札者に引き渡します。但し、落札者が購入代金のほかに、当社に対し履行期に達している他の債務（第１６条第３項に規定する保管費用を含みます。）を負担している場合は、購入代金及びその他の全ての債務（以下、購入代金及び履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」といいます。）を履行するまで、当社は競売品の引き渡しを拒むことができます。
2 落札者は購入代金等を完済した後、支払期間内に競売品を受領しなければなりません。落札者が当社指定期間内に競売品を受け取らない場合、競売品ごとに１日当たり１０００円の保管費用を支払わなければなりません。
3 競売品の引き渡しの場所は当社または当社の指定する場所とし、引渡費用は落札者の負担とします。当社は売買成立時点以降の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について、当社の故意または重大な過失による場合以外一切の責任を負いません。
4 当社は、原則として発送手配の代行または仲介のご要望には応じておりません。ただし、買主からの要請があった場合には、善意に基づき運送会社を斡旋することがあります。しかしながら、この斡旋行為は、当社が輸送手配または輸送に関する一切の責任を負うことを意味するものではありません。落札者は、発送地、到着地および経由地において適用される法令および関係当局の規定を遵守し、貨物の申告、通関および輸送に関する手続を適法に行うものとします。買主は、当社または運送会社に対し、虚偽申告、貨物価額の過少申告、貨物名や数量の隠ぺいその他各地域の法令に違反する方法による申告または輸送を要求、指示もしくは誘導してはなりません。また、輸送中に発生した遅延、紛失、不足、破損、差押え、返送、罰金、追加の税金その他一切の直接的または間接的な損害および費用については、その原因が不可抗力、事故、第三者の行為、税関検査、監督官庁による規制措置その他いかなる事由によるものであっても、当社は一切の賠償責任および補償責任を負いません。
5 日本国外への配送をご希望の場合は、地域にもよりますが、到着までに３カ月以上かかる場合があります。また、支払い期間経過後の競売品の保管に関する費用は落札者の負担となります。

6 落札者は、受領にあたり、競売品を検査できます。落札者が現実に検品したか否かを問わず、当社が競売品を落札者に引き渡したときは、落札者は、引き渡し時点以降、競売品違いおよび引き渡し時点以前の競売品の毀損、汚損の主張並びに競売品違い、毀損、汚損を原因とする契約解除、その他一切の請求を当社に対してすることができません。但し、当社が誤って別の競売品を引き渡した場合、その返還を当社が求めることを妨げるものではありません。

7 日本法、国際条約及びその他の関係法令により輸出が規制される競売品（象牙、珊瑚、サイの角、沈香等）について、落札者は慎重に処理しなければならず、これらによって法的紛争が生じた場合、落札者は自ら一切の責任を負わなければなりません。輸出が許可される競売品について、落札者は日本の関係規定に従い自ら海外への持出しに関する手続をしなければなりません。

第14条（危険負担）

売買成立の時（競売人が最高額入札者を落札者と認めハンマーを打った時点）以降競売品に生じた滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等の損害については、落札者がその危険を負担し、当社は一切の責任を負いません。

第15条（所有権移転）

落札者が購入代金等の支払いを完了し、かつ、当社が競売品を落札者に引き渡すまでは競売品の所有権は落札者に移転せず、落札者が購入代金等を完済した後、当社が競売品を落札者に引き渡した時点で当該競売品の所有権は落札者に移転します。

第16条（落札競売品の保管）

1 支払期間終了後の競売品の保管は、当社の裁量により、当社が適当と認めた方法で保管します。落札者への引き渡し以前に競売品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等した場合、当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外、一切の責任を負わないものとし、落札者は購入代金等の支払義務を免れません。当社は、この間、当該競売品に保険を付す義務を負いません。

2 落札者は、購入代金の支払期間内は、保管費用を支払うことを要しません。

3 落札者は、支払期間内に競売品の受領ができなかった場合、支払期間終了後受領時までの保管費用（競売品ごとに1日当たり１０００円）を支払わなければなりません。

第17条（盗品、遺失物）

1 当社が落札者に競売品の引き渡しをする前に、当該競売品が盗品、遺失物であるとして真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合または法令の定める売買禁止物（所持の禁止を含みます。）であることが判明した場合、当社は催告をせずに売買契約を解除できます。この場合、当社は落札者から保証金等の金銭の支払いを受けているときは当該金銭を無利息で返還しますが、落札者は当社に対し、損害賠償等名目のいかんを問わず当該金銭の返還以外の一切の請求をすることができません。

2 警察本部長等が古物営業法第２１条の規定により当社に対し保管を命じた場合、その保管の期間の満了日まで当社は競売品の引き渡しをいたしません。この場合、警察本部長等が保管を命じた期間の満了日から３０日以内に当社は競売品を引き渡し、落札者は競売品を引き取る義務を負います。また、落札者は、警察本部長等が保管を命じた期間の満了日から３０日間は、落札した競売品の保管費用を支払うことを要しません。落札者が、警察本部長等が保管を命じた期間の満了日から３０日以内に、購入代金等の全額を支払わないときは、落札者は、債務不履行責任を負います。なお、この理由により引き渡しが遅滞しても当社はその遅滞に起因する結果について一切その責任を負いません。落札者は、警察本部長等が保管を命じた期間の満了日から３０日を経過した場合は、競売品ごとに1日当たり１０００円の保管費用を支払わなければなりません。

第18条（解約）

1 当社は、落札者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに、当該オークションで成立した売買契約の全部または媒介契約を解除することができます。
(1) 破産・民事再生または会社更生等の申立があったとき
(2) 第三者から強制執行等を受けたとき
(3) その他信用状態の悪化が認められるとき
(4) 競売が成立した日から６０日が経過しても、落札者が購入代金等の全部または一部を支払わないとき、または、競売品を受領しないとき

2 落札者が前項に定める事由に該当したときは、当社は落札者に対し、媒介契約に関する違約金として当該オークションの落札額総額の３０％に相当する金銭を請求することができます。また、当社が当該オークションの落札額総額の３０％を超える損害を被った場合はその損害を賠償することを請求できます。

3 落札者が支払期間内に購入代金等の一部を支払わないときは、次の各号の定めに従い、損害額を算定し、処理します。
(1) 落札者は、支払期間終了日の翌日から購入代金等（保管費用を含みます。）の支払済みに至るまで、購入代金等の全額から既払金を控除した残金について年１４.６％の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。
(2) 当社が購入代金等の支払いを催告しても落札者が支払わない場合、当社は売買契約を解除できます。落札者への催告および解除の意思表示は、当社に登録または通知のあった落札者の住所への発信をもって到達したものとみなします。
(3) 前号その他理由のいかんにかかわらず、落札者の債務不履行により売買契約が解除された場合、落札者は、解除に伴う損害賠償金として、当該オークションの落札額総額の３０％に相当する金銭を支払わなければなりません。

4 当社は、本規則に基づき売買契約を解除した後、競売品を再度オークションに付すことができます。

第19条（規則の変更）

当社は本規則を変更でき、規則の変更は、カタログに記載する方法その他当社が適当と認める方法により行います。規則の変更はその時から効力を生じます。

第20条（免責条項）

1 当社とその従業員は、次の各号に定める場合に一切責任を負いません。但し、当社とその従業員に故意または重過失がある場合にはこの限りではありません。
(1) 当社及びその従業員が過失により入札者に損失を与えた場合
(2) 当社が、原因のいかんを問わず、オークションにおいて予定通りに入札を行わなかった場合

2 落札者が当社に対し請求できる賠償金額は競売品の落札額を上回ることができません。

3 当社は、天災地変、戦乱、核燃料物質、争議行為等に起因する損害について、一切の責任を負いません。

第21条（真贋保証義務の不存在）

当社は、競売品の真贋及び品質について一切責任を負いません。入札者は自己の判断において入札をしなければなりません。落札後のキャンセルはできません。

第22条（守秘義務）

当社は、オークションの業務に関して知り得た一切の情報について守秘義務を負います。当社は本人の事前の同意がない限り、当該情報を第三者に開示できません。但し、次のいずれかの場合には、第三者に当該情報を開示できます。
(1) オークションを運営するため及びオークションに関連する業務を遂行するために必要な場合
(2) 公官庁または裁判所の指示により情報を開示しなければならない場合
(3) 税理士、公認会計士等の専門家に当社の方針、管理、融資、財務、業務分析または財務諸表の連結決算を依頼するために必要な場合

第23条（著作権）

本規則及び入札者登録表、書面・電話入札委託書、その他本規則関連資料及びカタログ等東京中央オークションに関連して創作された著作物に関する一切の著作権は、当社に帰属します。当社の書面による許可を得ない限り、何人も当該著作物の複製その他の利用をすることはできません。

第24条（資格制限）

1 当社は、次の各号に該当する者に対して一切の取引に応じず、また、次の各号に該当する者と判明した時点以降は、その者と一切の取引を行いません。
(1) マネーロンダリング等の行為を目的とする者、反社会的勢力等違法・不当な方法、暴力的威力、詐欺的手法を駆使して資金獲得活動を行う者及び勢力またはその関係者（以下「反社会的勢力等」といいます。）
(2) 反社会的勢力等を同伴してオークションに参加する者または紹介により反社会的勢力等をオークションに参加させようとする者
(3) 役員の中に反社会的勢力等に属する者がいる法人
(4) 当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力等を用いる者
(5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等をする者

2 当社は、前項各号に掲げるほかこれらに類するやむを得ない事由があると判断した場合には、当該事由に該当する者との取引を中止でき、以後の取引を拒否できます。

第25条（準拠法、管轄及び仲裁合意）

1 本規則は、日本法を準拠法とし、日本法により解釈されるものとし、本規則に定めがない事項については日本法に従い処理するものとします。

2 本規則に定めるオークションに関連して、当社と入札者等との間に生じたすべての紛争については、まず当社と入札者等の協議により解決します。協議が整わないとき、または協議ができないときは、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則にしたがって、日本国東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁言語は日本語とし、仲裁手続きにおいて、当社及び入札者等は文書の提出又はその他のディスカバリーを求める権利を有しないものとします。

3 仲裁判断は、事件の終局的判断であり、当社は入札者等の住所地等を管轄する裁判所に強制執行を申請することができます。

4 その結果生じた裁判費用（印紙代、郵券代を含みます。）、仲裁費用、弁護士費用等のすべての費用は、入札者等の負担とします。

5 仲裁申立の際、仲裁申立書その他書面の送達場所は、オークション参加登録時の現住所とします。

第26条（通知）

1 本規則に関する通知は参加登録時の現住所への郵送、FAXまたは電子メールによって実施します。

2 当社が次の方法により発送した通知は以下のとき相手方に到達したとみなします。
(1) 郵送で発送する方法、投函日から７日が経過したとき
(2) FAXで発送する方法、FAX通信レポートに記録された発送時間
(3) 電子メールで発送する方法、電子メールの送信済み時間
(4) 人を派遣して送達する方法、指定した住所に届けたとき

第27条（雑則）

1 本規則に基づき、入札者等の関係者が当社に対し有する権利、義務および地位は、第三者に譲渡できず、また担保に供してはなりません。

2 本規則に定めのない事項、または本規則の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決します。

3 当社は本規則を変更でき、規則の変更はカタログに記載する等その他当社が適当と認める方法により行います。規則の変更は変更時から効力を生じます。

4 競売注意事項、入札者登録表、書面・電話入札委託書その他本規則関連資料は本規則の一部になり、本規則と同等の効力を有します。

5 本規則には、日本語版と中国語版があります。当オークションは、日本語版を基準として行います。中国語版は中国語翻訳にすぎません。

6 本規則の解釈権は当社に帰属します。

株式會社 東京中央拍賣　競投人規則

東京中央拍賣會是由株式會社東京中央拍賣（以下簡稱“本公司”）依據本規則的相關內容舉辦的拍賣活動。凡參加本公司所組織的拍賣活動的競投人、買方以及其他參加人（以下簡稱“競投人等”），視為完全接受並同意遵守本規則以及競投人登記表、書面・電話競投委託書、網絡競投登記表等與本規則相關的其他各項規定。但，競投人等與本公司另行達成協議的，優先適用另行達成的協議。

第 1 條（總則）

1、 東京中央拍賣會是公開舉行的拍賣會，任何人均可通過事前向本公司提出競投申請，並進行登記手續後，參加本公司舉辦的拍賣會。同時，本公司依據具體情況，在無需告知理由的情況下，有權拒絕競投申請，並在必要的情況下隨時有權對本規則進行修改。
2、 本公司作為賣方代理人通過拍賣的方式出售拍賣品。賣方與買方是拍賣品買賣合同的當事人。買方不得以任何理由撤銷已落槌拍賣品的交易。參加者委託本公司舉辦拍賣會以及買賣合同之居間服務。
3、 拍賣會場內禁止拍照、攝像以及錄音等行為。
4、 除非本規則有特別約定外，拍賣會的費用均以日元支付。

第 2 條（定義）

本規則中的下列用語以如下解釋為準：

1、「競價」系指在拍賣會上競投人等針對拍賣品提出買入價格的行為；
2、「出品」系指賣方委託本公司出售拍賣品的行為；
3、「拍賣日」系指本公司公佈進行拍賣交易之日；
4、「成交日」系指拍賣官落槌或以其他慣用方式宣佈拍賣成交的日期；
5、「拍賣官」系指代表本公司主持拍賣並決定落槌的人；
6、「落槌價」系指拍賣官落槌或以其他慣用方式宣佈拍賣成交的最高競投價；
7、「賣方」系指委託本公司出售拍賣品的任何出售方；
8、「買方」系指拍賣品的買受人，拍賣官接納的作出最高競投價的競投人；
9、「買方佣金」系指本公司從買方收取的佣金。當落槌價（單件）未滿 5000 萬日元時，佣金為落槌價的百分之二十（20％）；當落槌價（單件）為 5000 萬日元以上（包含 5000 萬日元）而未滿 2 億日元時，佣金為落槌價的百分之十八（18％）；當落槌價（單件）為 2 億日元以上（包含 2 億日元）時，佣金為落槌價的百分之十五（15％）；
10、「競投號牌」系指本公司向完成登記手續的參加拍賣會之競投人交付的號碼牌。
11、「拍賣品」系指賣方委托本公司進行拍賣的物品，如美術品珠寶首飾等。
12、「參考價」 系指作為落槌價的預測，本公司在圖錄上所標示的拍賣品的參考落槌價。
13、「拍賣品號」系指拍賣品之號碼。每一個拍賣品或一組拍賣品將付一個號碼。拍賣活動原則上按照該拍賣品號碼的順序進行。

第 3 條（拍賣品以及圖錄）

1、 拍賣品以拍賣時的現存狀態進行出售，以現存實物爲準。本公司對拍賣品的汙垢，劃痕以及其他的物理及法律上的瑕疵缺陷等均不負任何責任。
2、 本公司制作刊載有拍賣品的圖錄，並發給有意參加拍賣會的競投人。該圖錄是為方便競投人及其他參加者進行競投制作而成，該圖錄上所刊載的說明（作者，年代，尺寸，重量，素材，技法，真實性，來歷，狀態等）僅為本公司的單方評價及參考意見。因此，對於圖錄所刊載內容的不準確以及與實物不相符等情況，本公司不承擔任何責任。同樣，圖錄上所刊載的照片如與實物存在色調，色彩或者層次上的誤差，以現存實物為準，本公司不承擔任何責任。
3、 該圖錄所刊載的內容，本公司有權在不事先通知的情況下，在拍賣會現場進行修改。屆時，依據現場張貼或者口頭宣布的修改內容進行拍賣活動。
4、 如本條第 2 款所述，競投人應熟知本圖錄以及知晓本圖錄未完全刊載拍賣品的全部信息的情況下，參加本拍賣會。因此，競投人應盡可能的參加本公司舉辦的預展會，親自過目想競投的拍賣品，並基於本人的判斷和責任進行競投。成交後，不能以圖錄上所載信息與成交拍賣品存在差異為理由要求解除買賣合同。
5、 本公司在圖錄上記載有拍賣品的參考價，參考價是以日元的形式分別表示拍賣品的最高價與最低價（此價格不含有本公司的買方佣金以及買方佣金的消費稅）。此參考價是本公司基於拍賣品的市場價格等因素僅供競投人參考而適當制定的價格。落槌價不受參考價的約束，可高於參考價也可低於參考價。且，如圖錄上的參考價分別用日元和其他貨幣分別表示的，優先適用日元表示的價格。

第 4 條（瑕疵擔保責任）

本公司對買方不承擔任何關於拍賣品的瑕疵擔保責任。

第 5 條（預展會）

1、 本公司在拍賣會之前會舉辦預展會，有意參加拍賣會的競投人可對拍賣品進行鑒閱。具體的時間及內容，本公司將會在定期發行的宣傳材料及廣告中予以告知。
2、 有意參加拍賣會的競投人，對於符合自己要求的拍賣品請務必親自確認（包括是否存在瑕疵、缺陷等），基於本人的判斷和責任參加拍賣會。有意參加拍賣會的競投人在有必要之時可對拍賣品進行調查，但未經本公司的允許不得觸碰拍賣品。
3、 本公司有權要求希望參加預展會的競投人提交本人的身份證明，並且根據具體情況，本公司有權依據其判斷，在不告知理由的情況下拒絕競投人參加預展會。
4、 預展會禁止拍照，攝影及錄音等行為。

第 6 條（登記）

1、 有意參加拍賣會的競投人在參加預展會當日，需依照本公司的要求提供本人的身份證明（能確認本人現住址及照片的證件），並在登記表上填入必要的信息，完成登記手續。
2、 有意參加拍賣會的競投人需在拍賣會場的前臺預交保證金（２００萬日元）。禁止保證金的質押，債權轉讓等行為。
3、 競投人向本公司交付保證金後，領取保證金發票以及競投號牌。
4、 保證金返還時本人需持競投號牌和保證金發票進行領取，且保證金不產生任何利息。如申請保證金返還人與保證金發票記載人不一致，或者保證金發票丟失，導致本公司無法判斷其身份的，在確認其身份為止暫不退還保證金。
5、 競投人購得拍賣品的價款優先從保證金中支付。
6、 若競投不成功，本公司會將競投保證金（不包括利息）還給競投人。屆時，競投人需提供保證金發票及競投牌號，不能提供其中任何一個的，本公司將視為無法判斷其身份，在確認其身份為止暫不退還保證金。
7、 本公司如認為競投人等的行為不利於拍賣會順利進行的情況下，有權拒絕為申請登記人辦理登記手續，如已辦理則有權撤銷該登記。
8、 完成登記手續後，競投人與本公司之間成立居間合同。

第 7 條（競投號牌）

1、 本公司於拍賣會當日在拍賣會場收取保證金後會根據第６條向已經完成登記的競投人交付競投號牌。
2、 競投人不得將競投號牌借與他人。如因將競投號牌擅自借與他人，而他人又利用該競投號牌購得拍賣品的情況下，競投人對於該拍賣品有全額付款的義務。
3、 競投號牌是為方便拍賣官準確認識競投人而制作，競投人應根據拍賣官的要求進行正確的舉牌行為。
4、 參加拍賣會的競投人，應牢記自己的競投號牌的號碼，並應時刻注意拍賣會場內的競投號牌的變化。
5、 丟失競投號牌時應立即通知會場的本公司員工並辦理註銷競投人資格的手續。
6、 中途退場或拍賣會結束之後應將競投號牌歸還本公司。
7、 同一競拍號碼無法由 2 名以上競投人取得。競拍號碼的註冊申請人僅限一名。參加競拍的競投人須妥善保管競拍號碼，不得轉讓、出借、或由他人代理出席競拍并落槌。如發現上述行為，本公司有資格取消違反人員之競拍權利并有權解除其合同。因本款上述理由導致一切損失，均有競投人自行承擔。並且當發生遺失競拍號碼時，應立即聯繫本司，按照本司規定遺失手續予以處理。

第 8 條（拍賣方法）

1、 拍賣會僅允許競投人進行競投行為。拍賣會當日競投人通過高舉本公司交付的競投號牌的方式進行競投。且，競投人的出價不包含本公司的買方佣金以及買方佣金所涉及消費稅。競投人應在買賣合同成立後，依照本規則第１２條的規定向本公司支付拍賣品所涉及的買方佣金以及買方佣金的消費稅。
2、 本公司賦予拍賣官在拍賣會場內依據其自由裁量運營拍賣會的權利。起拍價由拍賣官決定，拍賣官有權決定提高或降低競投幅度，確定買方，以及拒絕競投行為等。包含競投參加人在內的一切相關人員必須服從拍賣官的指揮。並且，在拍賣會場內投影屏幕所顯示的號碼，畫像，價格與競投人信息的更新不一致的情況下，須聽從拍賣官的裁定。另外，拍賣會上所表示的外幣價格，僅供參考，不代表本公司對於此價格的承諾。
3、 競投人認為拍賣官沒能發現其做出的舉牌競投行為時，競投人應自行及時有效地采取可引起拍賣官註意的補救行為。拍賣官沒能發現其競投行為導致競投失敗的，本公司不承擔任何責任。
4、 競投人可直接前往拍賣會場進行競投，也可通過書面、電話委托或網絡競投的形式進行競投。書面或、電話委托或網絡競投參照本規則的第９條、第１０條及第 11 條的規定。
5、 買方是指被拍賣官最終認定為最高應價的競投人。拍賣官以落槌的方式或其他慣用方式確認買方，此時，即表明委托本公司作為代理人的委托人與買方之間的買賣合同成立。
6、 本公司賦予拍賣官以下權限：
   （1）拒絕任何競投；
   （2）拍賣進行的方式，包括撤回拍賣品、將拍賣品分開或合併拍賣、提高或降低競價階梯以及其他拍賣方法；
   （3）決定成功競投的競投人；
   （4）採取其他拍賣官認為適當的措施。
7、 拍賣官對所有拍賣品均設定底價。若無競投人出價或競投價未達於底價，拍賣品將不會被出售。在任何情況下，本公司均不會就拍賣中無競投人出價或競投價未達底價而承擔任何責任。
8、 本公司有權在拍賣會前對拍賣品設定參考價，並隨時修正參考價。任何參考價僅作參考，沒有法律約束力。
9、 本公司認為有必要的情況下，可對競投人、競投情況進行拍攝、錄音。

第 9 條（書面委託競投）

1、 競投人原則上應親自到會場參加拍賣會。如無法出席，可通過書面形式委托本公司代為競投。
2、 采取書面委托申請的競投人，應向本公司進行申請並應遵從本公司的指示。
3、 采取書面委托申請的競投人，須在指定日前以匯款形式交納保證金（原則上為 500 萬日元，如拍賣品的參考價過高本公司認為有必要追加保證金時，本公司可請求交納超過 500 萬日元的保證金）。以上保證金應在指定期限之內匯至本公司指定的賬戶內，如本公司未在指定期限內收到競投人的保證金，則視為競投人的書面委托申請無效。
4、 采取書面委托申請的競投人，須在《書面・電話競投委託書》上填寫所需信息，並在指定期限內郵送或者傳真至本公司。
5、 確定書面委托拍賣的買方之方法與現場拍賣會場內的確定方法一致，即會場內出價最高的競投人經拍賣官落槌的方式確認後，買賣合同成立。
6、 若兩個或者兩個以上的競投人以相同最高競投價委托本公司競投同一件拍賣品，則最先將書面委托申請書郵寄或者傳真至本公司的為本件拍品的競投人。如同時到達本公司，則通過抽選的方式確定競投人。

7、 本公司有權在不告知理由的情況下拒絕競投人等的書面委托申請。該拒絕的書面決定無論是否送達競投人之處，本公司不負任何責任。
8、 無論原因如何，如本公司未能依照《書面・電話競投委託書》所載價格競投成功的，本公司不承擔任何責任。
9、 本規則第３條第３款所規定的圖錄上記載的相關內容被修改後，視為提出書面委托申請的競投人也已了解並同意該修改內容。
10、對於前款所述的圖錄修改，本公司會盡力完成通知義務。但如未能在拍賣會之前通知到提出書面委托申請的競投人，本公司不承擔任何責任。
11、本公司在為競投人競投成功後，會盡快將結果通知其本人。

第 10 條（電話委託競投）

1、 競投人原則上應親自到會場參加拍賣會。如無法出席，可通過電話委託的形式委托本公司代為競投。
2、 希望通過電話委托的方式進行競投的競投人，應向本公司提出申請，並應遵從本公司的指示。
3、 采取電話委托申請的競投人，須在指定期限內以匯款形式交納保證金（原則上為 500 萬日元，如拍賣品的參考價過高本公司認為有必要追加保證金時，本公司可請求交納超過 500 萬日元的保證金）并完成競投人的登記。以上保證金應在指定期限內匯至本公司指定的賬戶內並完成登記手續，如本公司未在指定期限內收到競投人的保證金，則視為競投人的電話委托申請無效。
4、 采取電話委托申請的競投人，須在《書面・電話競投委託書》上填寫所需信息，並在指定期限內郵送或者傳真至本公司。且，無論理由如何通過上述委託書記載的聯繫方式聯繫不到委託競投人的，本公司不負一切責任。
5、 確定電話委托拍賣的買方之方法與現場拍賣會場內的確定方法一致，即會場內出價最高的競投人經拍賣官落槌的方式確認後，買賣合同成立。
6、 本公司有權在不告知理由的情況下拒絕競投人的電話委托申請。該拒絕的書面決定無論是否送達競投人之處，本公司不負任何責任。
7、 如本公司因下列理由未能競投成功的，除本公司故意或重大過失外，本公司不承擔任何責任。
（1）線路等機械問題引起的通信故障；
（2）因在該件拍賣品拍賣時無法與競投人取得聯系；
（3）拍賣官落槌之前，競投人通過電話沒有及時向本公司工作人員準確地傳達出價信息，或者本公司認為競投人沒有繼續加價意圖的其他事由。
8、 本規則第３條第３款所規定的圖錄上記載的相關內容被修改後，視為提出電話委托申請的競投人已了解並同意該修改內容。
9、 對於上條所述的圖錄修改，本公司會盡力完成通知義務。但如未能在拍賣會之前通知到提出電話委托申請的競投人，本公司不承擔任何責任。
10、本公司在為競投人競投成功後，會盡快將結果通知其本人。
11、為保證電話委托的準確性，本公司根據具體情況可對電話委托過程中的內容進行錄音。

第 11 條（網絡競投）

1、 競投人原則上應親自到會場參加拍賣會。如無法出席，可通過網絡競投形式進行競投。
2、 希望通過網絡競投方式進行競投的競投人，應在拍賣會舉辦 2025 年 5 月 21 日之前向本公司提出申請，並應遵從本公司的指示。
3、 采取網絡委托申請的競投人，須交納保證金 500 萬日元。以上保證金應在指定期限內匯至本公司指定的賬戶內並完成登記手續，如本公司未在指定期限內收到競投人的保證金，則視為競投人的網絡競投申請無效。
4、 采取網絡競投申請的競投人，須在《網絡競投登記表》上填寫所需信息，並在指定期限內郵送或者傳真至本公司。且，無論理由如何通過上述申請表記載的聯繫方式聯繫不到網絡競投人而造成網絡委託人損失的，本公司不負一切責任。
5、 確定網絡競投拍賣的買方之方法與現場拍賣會場內的確定方法一致，即網絡出價最高的競投人經拍賣官落槌的方式確認後，買賣合同成立。
6、 本公司有權在不告知理由的情況下拒絕競投人的網絡競投申請。該拒絕的書面決定無論是否送達競投人之處，本公司不負任何責任。
7、 如因下列理由未能競投成功的或造成競投人損失的，本公司不承擔任何責任。
（1）在線競投時，本公司或競投人的網絡連接發生任何中斷
（2）在線出價軟件出現故障或問題
（3）任何互聯網連接，計算機，移動設備或系統出現故障或問題。
（4）由於數碼圖像的質量引起的任何錯誤
（5）競投人在競投過程中的操作失誤
（6）網絡延時造成的信息接收延遲
8、 本規則第３條第３款所規定的圖錄上記載的相關內容被修改後，視為提出網絡委托申請的競投人已了解並同意該修改內容。
9、 對於上條所述的圖錄修改，本公司會盡力完成通知義務。但如未能在拍賣會之前通知到提出網絡競投人，本公司不承擔任何責任。
10、網絡競投人競投成功後，本公司會盡快將結果通知其本人。買賣合同在拍賣官落槌之時即已成立，網絡競投人不得以任何理由取消買賣合同。
11、本公司有權在競投過程中隨時禁用或停用網絡競投人的競投權力。

第 12 條（付款）

1、 買方支付給本公司的價款應包括，落槌價，本公司的買方佣金（本規則第 2 條第 9 項）以及買方佣金的消費稅的總合計金額（以下簡稱為“購買金額”）。買方非日本國籍的，且被推定為不屬於在日本國內具有住所或居所之居住者，則免除其買方佣金所需的消費稅。但，在日本國內事務所工作，或進入日本國已經停留超過 6 個月的將視為居住者。另，存在日本國籍者因屬於非居住者而免除其稅金的情況，具體情況敬請咨詢本公司。
2、 買方應在拍賣會當日，以日元現金或銀行卡的方式向本公司支付購買金額。但，經本公司同意可在拍賣會結束後通過匯款的方式支付購買金額。
3、 采取匯款方式付款的，應在拍賣會結束之日起 7 日內（不包含周末或者法定節假日，以下簡稱“付款日期”，付款時間須在本公司的營業時間內完成）進行匯款。匯款所涉及的手續費由買方承擔。
4、 超過前 2 項規定的付款期限仍未付款的，買方在應付款項的基礎上還需承擔年利率為 14.6% 的延遲利息。
5、 除本公司同意外，買方不得以任何理由撤銷已落槌拍賣品的交易。已撤銷交易的，不論任何理由，買方應支付落槌價 30% 的違約金。
6、 關於購買金額未支付問題，在協商無果的情況下，本公司可采取法律手段進行解決。屆時，買方需承擔一切相關費用（如印紙費，律師費等），且本公司有權撤銷買方的會員資格並禁止其再參加本公司以後所舉辦的拍賣。

第 13 條（拍賣品之交付及領取義務）

1、 買方全額支付購買金額後，本公司立即交付拍賣品。但，買方除了購買金額外，對本公司負有其他到期債務（包括第１６條第３項規定的保管費）的，買方履行其他到期債務後本公司方可交付拍賣品。以下，購買金額及其他到期債務統稱為“購買金額等”。
2、 買方完全支付購買金額等之後，必須在支付期限內領取拍賣品。超過期限未領取拍賣品的，以１件拍賣品１日１千日元的標準收取保管費。
3、 拍賣品的交付場所為本公司內或本公司指定的其他場所，交付所需費用由買方承擔，買賣合同成立之後，除因本公司的故意或重大過失導致外，本公司不對拍賣品的風險（滅失，丟失，失盜，毀損，汙損等）承担任何責任。
4、 本公司原則上不接受代為安排或代辦發貨之要求，惟應買方需求，本公司可基於善意協助推薦運輸公司，但該推薦行為不代表本公司承擔運輸安排及相關運輸責任。買方須遵守起運地、目的地及途經地區之適用法律、法規及主管機關規定，依法辦理貨物申報、通關及運輸等相關事宜。買方不得要求、指示或誘導本公司或運輸公司進行虛假申報、低報貨物價值、瞞報貨物名稱、數量，或以其他任何違反當地法律法規之方式辦理申報與運輸。對於運輸過程中發生之任何延誤、遺失、短缺、損壞、扣押、退運、罰款、稅費增加，以及其他任何直接或間接損失與費用，無論原因係不可抗力、意外事故、第三人行為、海關查驗、主管機關監管措施或其他事由等，本公司均不承擔任何賠償與補償責任。
5、 收貨目的地為日本國外的，根據目的地的不同，到達目的地可能需要 3 個月以上。支付期限到期之後繼續存放貨物的，其保管費由買方負擔。
6、 領取拍賣品時，買方可驗收拍賣品。不論買方對拍賣品實際驗收與否，本公司對買方交付拍賣品後，買方不得以拍賣品不一致或領取之前拍賣品已損毀、汙損等理由主張解除與本公司的買賣合同，或提出其他請求。但，上述規定不適用於因本公司錯誤交付拍賣品而請求買方返還的情況。
7、 根據日本國法律、國際條約及其他相關規定，限制出口的拍賣品（象牙、珊瑚、犀牛角、沈香等），請買方慎重處理，如若產生法律糾紛，買方將自行承擔一切責任；關於允許出口的拍賣品，買方應根據日本國有關規定自行辦理出境手續。

第 14 條（風險轉移）

買賣合同成立（拍賣官對於最高競投價的落槌之時）以後，拍賣品發生滅失、丟失、失盜、毀損、汙損等損害的，由買方承擔其風險，本公司不承擔任何責任。

第 15 條（所有權的轉移）

在買方全額支付購買金額等後，本公司將拍賣品交付買方之前，拍賣品的所有權不發生轉移。在買方全額支付購買金額等，且本公司將拍賣品交付買方之後，買方方可取得拍賣品的所有權。

第 16 條（拍賣品的保管）

1、 支付期限到期後的拍賣品，本公司依據判斷，可采取認為適當的方式予以保管。如買方領取之前拍賣品發生滅失、丟失、失盜、毀損、汙損等情況，除本公司有故意或重大過失行為之外，本公司不負任何責任，同時買方繼續負有支付購買金額等的義務。在此期間，本公司沒有對拍賣品進行投保的義務。
2、 支付期限內，買方無須承擔拍賣品保管費用。
3、 買方在支付期限內無法領取拍賣品的，領取之時需支付从支付期限到期後至領取拍賣品之時為止的保管費用（拍賣品１件１日１０００日元）。

第 17 條（被盜品、遺失物）

1、 本公司將拍賣品交付買方之前，如該拍賣品被主張為被盜品或遺失物從而真正所有者提出返還請求的，或者查明是法律禁止買賣的物品（包括禁止攜帶物品）的，本公司無需催告即可解除買賣合同。發生上述情況，買方已支付價款的，本公司無息退還價款，買方對本公司不得提出損害賠償和其他任何請求。
2、 警察署長基於古物營業法第 21 條的規定命令本公司保管拍賣品時，所定保管期間結束為止本公司不交付拍賣品。若發生上述情況，本公司將在警察署長命令的保管期間結束後的３０天之內交付拍賣品，買方有義務接受拍賣品。買方無需支付警察署長命令的保管期間結束後３０天之內的保管費用。警察署長命令的保管期間結束後３０天之內買方拒絕支付價款時，買方需承擔債務不履行責任。因買方的債務不履行導致本公司遲延交付或其他後果的，本公司不承擔任何責任。警察署長命令的保管期間結束後３０天之起，超出１日以１件拍賣品１０００日元的標準收取保管費。

第 18 條（解約）

1、 買方發生下列任何一項時，本公司有權無需催告即可單方解除該次拍賣會上成立的買賣合同或居間合同：
（1）申請或被申請破產、重整或重組時；
（2）被強制執行時；
（3）發生其他本公司認為信用低下情況時；
（4）買賣合同成立之日起超過６０日，買方仍未支付全額購買金額等或不領取拍賣品時；
2、 買方發生前款規定的情形時，本公司有權要求買方支付與該次拍賣會落槌價總額３０％的金額相等的居間合同之違約金。另，本公司蒙受的損害額超出上述金額時，本公司有權要求買方另外賠償其超出部分損失。
3、 買方在規定的期限內未完全支付購買金額時，根據下述各項規定計算本公司蒙受的損害金額：

（1）買方應承擔，付款期限到期後第２天始至實際付款（包括管理費等）之日為止的，對未支付部分（不含消費稅）依照年 14.6% 的利息支付延遲損害賠償金的義務。
（2）買方經催告仍不付購買金額等的，本公司有權解除買賣合同。本公司的解除通知或催告狀將根據買方登記或通知本公司的住址發出時將被視為已到達。
（3）無論前項規定如何，因買方的債務不履行導致解除買賣合同的，買方應支付該次落槌總額３０％的賠償金。

4、 本公司根據本規則解除買賣合同後，可再次拍賣該拍賣品。

第 19 條（規則的修改）

本公司有權變更本規則，並將變更後的規則通過圖錄或其他方法公佈。規則的變更於公佈之時發生效力。

第 20 條（免責條款）

1、 發生下列情況時，本公司及員工不承擔任何責任。但，因本公司及員工的重大過失或故意導致的除外。
（1）因本公司及員工的過失導致競投人等蒙受損失的；
（2）無論其原因如何，本公司未能按照預定進行拍賣會的；
2、 買方請求本公司賠償的金額不得超出拍賣品的收益金額或評估價。
3、 天災地禍、戰亂、核燃料物質、罷工等不可抗力原因引起損害的，本公司不負任何責任。

第 21 條（無真假保證責任）

本公司特別聲明不保證拍賣品的真偽及品質，對拍賣品的瑕疵不承擔擔保責任。競投人應親自審看拍賣品原物，對自己競投拍賣品的行為承擔法律責任。一旦競投人競投成功，便不可取消買賣合同。

第 22 條（保密條款）

1、 本公司為經營拍賣會及處理相關業務的過程中會向賣方、買方、競投人、入場者或其他第三方收集資料，或者會以其他方式取得上述人士的資料（例如在拍賣過程中錄音、錄影或拍攝）。本公司對因拍賣會相關業務所知悉的所有信息有保密責任，在未獲提供信息的一方同意前，不得向其他任何第三方披露，但下列情況除外：
（1）進行拍賣會或拍賣相關業務所需要的；
（2）根據具管轄權的有權部門或法院的命令披露資料的；
（3）本公司向稅務師、會計師等專業顧問為其本身的決策、管理、信貸、財務或業務分析、或合併財務報表，作出的資料披露。

第 23 條（著作權）

本公司對本規則、競投人登記表、書面・電話競投委託書、及本規則所涉的文件、以及東京中央拍賣會相關創作的宣傳品及前述所有作品的內容享有版權。未經本公司許可，任何人不得複製、存儲、傳送或以其他任何方式利用前述作品以獲取商業利益。

第 24 條（資格限制）

1、 本公司不與以下幾項規定的人進行一切交易，發現參加競投人是以下幾項規定的人時，本公司有權停止與其進行一切交易。
（1）洗錢等為目的者，反社會勢力等使用違法、不當的方式，暴力、欺詐等方法獲得資金者及勢力或其他有關聯的人（以下簡稱“反社會勢力等”）。
（2）反社會勢力等陪同下的競投人，或企圖介紹反社會勢力等參加競投的人。
（3）高級管理層中有反社會勢力等的法人。
（4）與本公司進行交易時使用脅迫言論或暴力等的人。
（5）使用流言等誹謗本公司的人，或妨害本公司業務等的人。
2、 本公司查明參加競投人有前項規定的各種情況以外的類似於這些情況的，有權中止交易，且此後有權拒絕與其進行一切交易。

第 25 條（準據法、管轄及仲裁協議）

1、 本規則以日本國法律爲準據法，適用日本國法律予以解釋。未規定之事項根據日本國法律解決。
2、 本公司與競投人等之間就本規則所規定的拍賣事宜產生的一切爭議，應首先通過協商解決。未能自行解決的，任何一方可將有關爭議提交一般社團法人日本商事仲裁協會，按其現行有效的商事仲裁規則在日本東京通過仲裁進行最終解決。仲裁語言應當為日語，在仲裁程序中，本公司及競投人無權請求披露文書或其他證據開示。
3、 仲裁裁決是終局性的，對各方皆有約束力。仲裁裁決可由裁決敗訴方或其資產所在地的法院或司法機關強制執行。
4、 該項仲裁以及執行裁決有關的費用，包括仲裁委員會或法院的費用、律師費、專家費、證人費、差旅費等，均由買方承擔。
5、 仲裁申請書及其他文書的送達場所為競投人等參加拍賣會時所登記的現地址。

第 26 條（通知）

1、 本規則相關通知將郵寄至競投人等登記時的現住址或以傳真、電子郵件方式送達。
2、 本公司以下列方式送達的通知在下列時間視為送達：
（１）如果是以郵寄方式發出的，則為郵寄日之後第７日；
（２）如果是以傳真形式發出的，當傳真報告確認發出時；
（３）如果是以電子郵件形式發出的，當電子郵件發出之時；
（４）如果是專人送遞的，當送到有關方之地址時。

第 27 條（一般事項）

1、 競投人等皆不得轉讓、授權他人享有或承擔其基於本規則對本公司享有或承擔的任何權利、義務或責任。
2、 關於本規則未盡事項或本規則的解釋發生分歧時，各方應協商解決。
3、 本公司有權變更本規則，並將變更後的規則通過圖錄或其他方法公佈。規則的變更於公佈之時發生效力。
4、 競投事項須知、競投人登記表、書面・電話競投委託書以及其他本規則相關資料是本規則的構成部分，與本規則具同等效力。
5、 本規則有日文版及中文版，以日文書寫爲準，中文僅為譯本。
6、 本規則的解釋權屬於本公司。